

東京龍舟（東京ドラゴン）規約
Tokyo Dragon Boat Club-Rules and Regulations

2021年12月改定

第1章 総則

第1条 名称

本クラブは、東京龍舟（通称：東京ドラゴン）と称する。また、英文名は”Tokyo Dragon Boat Club”とする。

第2条 目的

本クラブは、ドラゴンボート競技というスポーツを通じ、「競技と娯楽の調和」、「異文化交流・会員間交流」や「地域社会への貢献」などをキーワードに活動することを目的とする。会員の多様な参加スタンスを受け入れることでより魅力的な人間集団によるクラブ・チーム運営を目指すものとする。

第3条 活動内容

本クラブは前条の目的を達成するため、次のような活動を行う。

- ①多様な考えを持った会員間の協力のもと、ドラゴンボートというアジア発の競技スポーツを通じ自主運営により活動するものである。
- ②世界選手権、アジア選手権、日本選手権、その他本クラブが参加を決定した競技大会に出場する。
- ③ドラゴンボートの普及活動を行う。
- ④ボランティアなど地域社会への貢献に寄与する活動を行う。
- ⑤その他、第2条に記載の目的のための一切の活動を行うこととする。

第4条 会員

本クラブは第2条及び第3条に記載の目的、活動内容に賛同する水上スポーツ愛好家で構成される。会員はアクティブ会員及び非アクティブ会員で組織され、別途定められた年会費を支払わなければならない。会員は、利敵行為をしてはならない。

第5条 組織

本クラブの運営のため、競技部・渉外部・管理部・交流部・事務局を設置し、その所在地を東京に置く。

第6条 加盟団体

本クラブは、日本ドラゴンボート協会に登録された、加盟団体とする。

第7条 フレンド

本クラブの目的に寄与する、本クラブに対して友好的な個人もしくは団体の構成員に対し、細則第4条に定める権利を認める。フレンドの決定は、役員の過半数の賛成で決定する。

第2章 組織

第8条 役員

本クラブは必要に応じ次の役員を置く。

- | | |
|-------|------|
| ①名誉役員 | 若干名 |
| ②会長 | 1名 |
| ③副会長 | 若干名 |
| ④顧問 | 若干名 |
| ⑤監事 | 若干名 |
| ⑥部長 | 各部1名 |
| ⑦事務局長 | 1名 |

役員会

会長、副会長、各部の部長、事務局長で構成され、各部の権限を超える事項に関し、クラブとしての意思決定をするものとし、必要に応じて総会での承認を得る。また会長は役員会メンバーにオブザーバーとして専門家を招集する権限を有するものとする。

第9条 会長・副会長及び部長

会長・副会長及び部長並びに事務局長は、立候補制とし、総会の承認または決議により任命される。会長は本クラブを代表し以下の役割を行う。

- 1 チームの活動目的、活動方針及び中長期ビジョンの提示
- 2 原則として全てのチームの意思決定への参画
- 3 必要に応じ各部間の業務調整

副会長は会長をサポート、代行をし、会長に事故あるときはこれを代理する。会長は、総会の承認を得て名誉役員を推薦することができる。

第10条 競技部・渉外部・管理部・交流部及び事務局

各部は、部長・副部长・部員で構成される。事務局は、事務局長、事務局員で構成される。各部は総会によって決議された、活動方針・活動内容に沿って業務を行うものとする。また、これらの業務の遂行について各部長は、原則その決定権を持つものとするが、必要に応じ事務局長と相談の上役員会を開催する。重要案件については、適宜細則第5条に規定した会員ミーティングにおいて会員の意見を十分聴取するものとする。さらに、必要に応じ会長・副会長とも協議の上、決定するものとする。各部及び事務局の担当業務の詳細は、細則第3条に記載されたとおりとする。

第11条 顧問

顧問は、総会の承認を得て会長が推薦する。顧問は、必要に応じ本クラブ発展のためのアドバイス、指導などを行なうものとする。

第12条 監事

監事は総会の決議によって選任され、本クラブの財務・業務監査をする。

第13条 任期

会長・副会長・部長及び監事の任期は1年とし、再任を妨げない、名誉役員および顧問の任期はこれを定めない。

第3章 総会

第14条 権限

総会に懸けられる事項は次の項による。

- 1 予算及び決算の承認。
- 2 活動方針・活動内容の承認。
- 3 会員の除名、役員への任命・罷免に関する決議及び承認。
- 4 規約の改正の承認。
- 5 その他の重要案件に関する討議及び承認。

第15条 定時及び臨時総会

定時総会は、毎年1回行なう。事務局長もしくは監事が必要と認めるとき、または会員の過半数の要求があったとき、臨時総会を開催する事ができる。

第16条 召集

総会は会長（会長に事故あるときは副会長、もしくは事務局長）がこれを召集する。

第17条 議 事

総会は会員の三分の一以上の出席によって成立する。総会の議事は出席者の過半数で議決する。委任状の場合も可とする。

第4章 経 理

第18条 経 費

本クラブの経費は次のもので支弁する。

- 1 会員の入会金および年会費
- 2 寄付金
- 3 その他収入

経費の支出に関しては、当該年度の活動方針・活動内容に基づいているか、その必要性をよく吟味した上で決定するものとする。予算で計上されている経費支出決済は、各部長の権限においてなされるものとする。但し、その判断が各部長にて困難な場合は、会長・副会長と協議の上、決定するものとする。

第19条 会計年度

本クラブの会計年度は毎年1月1日に始まり同年の12月31日までとする。

第5章 付 則

第20条 規約の変更

本規約の条項は総会において役員の三分の二（委任状を含む）が出席し、出席者の過半数の賛成があれば変更することができる。

第21条 細 則

本規約の施行について必要な事項については、別途これを定める。細則は、細則第5条③成立と決議に規定した会員ミーティングで変更することができる。

第22条 施行期日

1993年3月1日施行された東京龍舟規約は、2021年12月12日これを再改定し総会承認後から施行する。

平成22年2月21日 一部改正

令和3年12月12日 一部改正

以上

細 則

第1条 会員の定義

1. アクティブ会員 : 練習・試合等に参加の意思のある会員
2. 非アクティブ会員 : 練習・試合等に参加の意思のない会員或いは、意思はあるが継続的参加が困難な会員。非アクティブ会員は、これを本クラブの承認制とする。

第2条 会費

1. アクティブ会員 : 年間 12,000 円
但し、入会初年度は、年間 6,000 円、地方会員は年間 2,500 円とする。再入会の際の初年度割引はなしとする。
2. 非アクティブ会員 : 年間 1,000 円 (役員の承認を要する。)
3. 入会金 (再入会時を含む) : 1,000 円
4. 非アクティブ会員の練習および試合参加費 : 練習 500 円/1 回 試合 1,000 円/1 カテゴリー
5. 新入会員の入会時期による割引会費
 - ・ 1 月 1 日 - 9 月 30 日 : 6,000 円
 - ・ 10 月 1 日 - 12 月 31 日 : 2,000 円
6. 条件付きアクティブ会員
(前年度未更新会員の更新、及び退会者の再入会を対象とする。)
 - ・ 10/1 以降の更新・再入会が条件。役員の承認を要する。
 - ・ 練習参加はアクティブと同条件とする。
 - ・ 選考会レースへの参加はアクティブへの切替を必要とする。
 - ・ 10 月 1 日 - 12 月 31 日 : 3,000 円

第3条 業務分担

●競技部 :

- 1 練習に関する管理全般
 - ・ 練習メニューの策定、実施、技術指導全般
 - ・ 練習準備、片付けの指揮
 - ・ 乗艇中の安全に関する指導
- 2 大会に関する管理全般
 - ・ 大会時の戦略担当
 - ・ 大会の参加・不参加や出場艇数に関する判断基準の策定
 - ・ 大会幹事のサポート
- 3 その他
 - ・ 練習スケジュールや大会参加スケジュールの策定及び会内調整
 - ・ シニアチームの練習・大会に関する管理全般
 - ・ 練習参加希望者、練習見学希望者、入会希望者等の対応

●渉外部 : 部外対応に関する管理全般

- ・ 部外からの情報収集及びそれらを踏まえた対応策・企画の策定
- ・ 部外組織 (龍舟協会、公的機関、マスコミ、スポンサー等) との協議・交渉等窓口業務

- 管理部：会情報、会資産、艇庫の管理全般
 - ・ 会費の管理（含会計報告、予算編成時の部間調整）
 - ・ Web 管理（HPの会員管理機能部分の管理、会員名簿の管理）
 - ・ 会員規約等（含他チームとの覚書、諸契約書）の管理、活動の法律・省令との整合性確認
 - ・ 会資産及び備品等の管理
 - ・ 大会戦績の管理
- 交流部：組織拡大及び部内イベントに関する管理全般
 - ・ 部内イベント企画及び運営に関すること
 - ・ 会員勧誘と乗艇前の基礎レクチャーに関すること
 - ・ 練習参加希望者、練習見学希望者、入会希望者等の対応
- 事務局：部内調整に関する管理全般
 - ・ 年間スケジュールの総合調整
 - ・ 総会開催に関する全般（開催案内、会場設定、資料取りまとめ、役員改選選挙実施）
 - ・ 会員ミーティングの招集及び開催
 - ・ 会員ミーティングにおける決議事項を各部長に連絡並びに承認取得
 - ・ 会員ミーティングにおける決議事項の会員への通知
 - ・ 定期的な会内ニーズ、会員意見の把握（アンケートやヒアリングの実施等）

第4条 フレンドの権利

フレンドは、以下の権利を有するものとする。

- 1 本クラブの申し出にもとづき、試合および練習に参加すること
- 2 必要に応じ会員メールリストに加える

第5条 会員ミーティング

1 目的

幅広く会員の提案や、要望を運営に反映させるため、会員（アクティブ／非アクティブ）の要請に応じ、事務局長は、随時会員ミーティングを招集できる。会員ミーティングでは、主に、総会で定められたこと（総会で定められた各部業務内容）以外の事項、および各部長から委任された事項について討議決定する。

会員ミーティングをA、Bと2ランク設定する。会員ミーティングAの事項は次の項による。

- 1 資産（購入金額30万以内）に関する購入の承認
- 2 活動内容の承認。
- 3 その他の重要案件に関する討議及び承認 ※総会で決議されていない事項

会員ミーティングBは主に意見交換や意見集約を目的としたミーティングとする。

2 開催

会員ミーティングAは開催日・議案内容を事前に告知し、委任状を提示する会員の意見収集した後の開催とする。

3 成立と決議

会員ミーティングAは委任状を含む会員の1/3の出席で会議成立とし、Bは3人以上の出席で成立とする。参加者の過半数の賛成で各議案を決議する事ができる。

第6条 シニアおよび女子カテゴリーについて

チームの永続的な発展と大会参加を実現するためにシニアおよび女子カテゴリーに限り以下の規約を設ける。

会員のみで参加カテゴリーの出場人数が足りない場合、会員でなくても東京龍舟として出場することができる。同様に他チームからの要請があり、東京龍舟と出場種目が重ならない場合に限り、他チームから出場することができる。会員登録は不要、練習参加時は保険料として500円を徴収。大会参加に関わる費用は参加者本人が実費負担する。